

総社市告示第100号

総社市長期優良住宅建築等計画認定実施要綱（平成21年総社市告示第71号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月28日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>総社市長期優良住宅建築等計画等認定実施要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の規定による長期優良住宅建築等計画又は<u>長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）</u>の認定の申請及び審査に関して、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（認定申請の添付図書）</p> <p>第2条 省令第2条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、品確法第59条第1項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特</p>	<p style="text-align: center;"><u>総社市長期優良住宅建築等計画認定実施要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び審査に関して、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（認定申請の添付図書）</p> <p>第2条 省令第2条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、品確法第59条第1項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別</p>

改正後	改正前
<p>別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）。ただし、確認書等を添付しない場合に限る。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(認定申請の添付不要図書)</p> <p>第3条 省令第2条第3項の規定に基づき、市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとする。により、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しない図書とする。</p> <p>(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては長期優良住宅建築等計画の認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの</p> <p>(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定申請のうち、認証型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、認証型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの</p> <p>(取りやめ届)</p> <p>第6条 計画の認定を受けた者は、認定長期優良住宅建築等計画又は認定<u>長期優良住宅維持保全計画</u>（次条において「<u>認定長期優良住宅建築等計画等</u>」という。）の建築又は維持保全を取りやめるときは、取りやめ届に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(完了の報告等)</p>	<p>の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）。ただし、確認書等を添付しない場合に限る。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(認定申請の添付不要図書)</p> <p>第3条 省令第2条第3項の規定に基づき、市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとする。により、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しない図書とする。</p> <p>(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては長期優良住宅建築等計画の認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの</p> <p>(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定申請のうち、認証型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、認証型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの</p> <p>(取りやめ届)</p> <p>第6条 計画の認定を受けた者は、認定長期優良住宅建築等計画の建築又は維持保全を取りやめるときは、取りやめ届に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(完了の報告等)</p>

改正後	改正前
<p>第7条 略</p> <p>2 <u>認定長期優良住宅建築等計画</u>等に基づく維持保全，記録の作成及び保存が適切に行われているかを確認するために実施する抽出調査に関し，報告を求められた計画の認定を受けた者は，認定長期優良住宅の維持保全状況等に関する報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 <u>認定長期優良住宅建築等計画</u>に基づく維持保全，記録の作成及び保存が適切に行われているかを確認するために実施する抽出調査に関し，報告を求められた計画の認定を受けた者は，認定長期優良住宅の維持保全状況等に関する報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>

附 則

この告示は，令和4年10月1日から施行する。